

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

## 農林畜産食品部プレスリリース (6月11日1時付け) 6月12日から「家畜取引業者を通じた家きん流通の全国的禁止」、「全国の市・道への家きん搬出禁止」施行

出典 URL:

[http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449458&section\\_id=b\\_sec\\_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board\\_kind=C&board\\_skin\\_id=C3&depth=1&division=B&group\\_id=3&menu\\_id=1125&reference=&parent\\_code=3&popup\\_yn=&tab\\_yn=N](http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449458&section_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N)

(機械翻訳等に基づく仮訳)

農林畜産食品部(以下、「農食品部」)は、今回の AI が在来市場の家畜取引業者などを介して、小規模農家で発生しているという点を勘案して、家畜防疫審議会(6月10日)を経て、次のように強化された防疫措置を追加実施した。

①6月5日から実施されている「鶏、アヒルなどの在来生鳥市場とガーデン型レストランが対象の流通禁止措置」を、6月12日0時から6月25日24時までの2週間の間、「全国的に家畜取引業者の生体の鶏、アヒルなどの家きん流通禁止(移動制限)\*」に拡大・施行する。

\*畜産法に基づいて登録された家畜取引業者が防疫当局の臨床検査と簡易診断キット検査で異常がなく、承認された場合、流通(移動)を可能にし、在来市場とガーデン型レストランで家きん取引禁止は6月25日以降継続

- さらに、6月12日から農食品部、自治体は登録家畜取引業者の遵守事項(家畜の取引履歴の管理台帳の作成等)を点検し、関連家きんの AI 検査を実施する。
- また、未登録家畜取引業者には、取締りを実施する。

②6月7日から全北と済州など実施している「生体の鶏、アヒルなどの家きんの他の市・道への搬出禁止」を、6月12日0時から6月18日24時までの1週間の間、「全国のすべての市・道」に拡大\*する。

\* AI の発生市・郡から非発生市・郡への搬出制限が含まれており、と畜場・孵化場の出荷は防疫当局の出荷前検査、承認などの強化された防疫措置を履行する場合、可能にする。6月18日以降も、全北と済州は、他の市・道への搬出禁止を継続。

農食品部は、6月12日(月)0時から実施される「家畜取引業者を通じた家きん流通の全国的禁止」と「市・道への家きん搬出禁止」は、今回の AI の拡散を早期に遮断して終息させるためのものながら、自治体や家きん農家・家畜取引業者など畜産関係者の積極的な協力を要請した。